

**平成31年度
事業計画書**

社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会

平成31年度 社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会事業計画書

(基本方針)

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの崩壊等、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、大幅な社会福祉法人制度改革が施行され、更なる自律性・公益性の向上が求められる一方、住民一人ひとりが地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉・介護・地域住民による、支援等が包括的に確保される「地域包括システム」を地域の実情に応じて構築していくことが喫緊の課題となっており、地域住民が主体となって互いに支え合う仕組みづくりが急務となっています。

このような状況のなか、四国中央市社会福祉協議会では、住民主体の理念に基づき、地域共生社会の実現をめざし、地域福祉を推進する中核組織として、社協のもつネットワークを最大限に生かしながら、住民参加と協働による住民相互の支え合い活動の促進、支援を必要とする人への相談支援、社会的孤立の防止に取り組んでまいります。

また、今年度「第3次地域福祉活動計画」に基づく第3年目の取り組みとして「ささえあう 愛と福祉でまちづくり」を基本理念に、住民、地区社協、民生児童委員、行政、関係機関・団体・施設等と協働し、次の重点方針に沿った事業・活動を展開し、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進に努めます。

(基本理念)

ささえあう 愛と福祉でまちづくり

(基本目標・重点方針)

【1】住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

- (重点方針)
1. 地区社協活動の充実
 2. 小地域ネットワーク活動の推進
 3. 福祉関係団体等への支援
 4. 健康と生きがいづくりの推進

【2】住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

- (重点方針)
1. ボランティアの育成・活動支援
 2. 災害ボランティア活動支援体制の充実

【3】住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

- (重点方針)
1. 地域福祉権利擁護事業の推進
 2. 地域総合相談・援助活動の実施
 3. 調査・企画・広報活動の推進

【4】生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

- (重点方針)
1. 訪問介護サービス
 2. 通所介護サービス
 3. 相談支援サービス
 4. 地域生活支援サービス
 5. 福祉介護等研修事業の実施

【5】地域福祉を進めるために、社会福祉協議会の基盤を整備します

- (重点方針)
1. 活動拠点の確保
 2. 組織体制の強化
 3. 財源の確保

(実施計画)

【1】－1 地区社協活動の充実

住民ニーズに立脚した住民主体の地域福祉活動を実施する地区社協の支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる住みよい地域づくりを進めます。

①地区社協活動の支援と協働

住民主体による地域福祉活動を推進し、各地区に応じた福祉コミュニティづくりを支援する。市社協及び地区社協間の連絡調整、情報交換を行い、地域組織・団体との連携を強化し、ネットワークの構築に努める。

- ・20地区社協会長会の充実
- ・地区社協活動要覧の作成
- ・ネットワークを活かした生活支援体制の整備

②メニュー事業の推進

地区住民をはじめ区内の各種団体や関係機関等と密接な連携を図りながら、集いや交流事業等、住民参加による福祉活動を推進する。

- ・実施要綱の見直しに基づく事業推進(ふれあい住民交流事業、友愛訪問事業、生きがい・健康講座)
- ・地域や住民ニーズの変動に対応できる新たなメニューの開拓

【1】－2 小地域ネットワーク活動の推進

小地域における高齢者や障がい者、子育て家庭など、住民のちょっとした困りごとに対し、住民互助によるたすけあいや見守り活動を推進します。

①独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進(市委託事業)

在宅のひとり暮らしの高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が一体となって見守り体制を整備し、当該高齢者等のニーズを把握し、適切なサービスの提供を行い、高齢者福祉の向上を図る。

- ・民生委員との連携、見守り支援体制の整備

②ファミリーサポートセンターの運営(市委託事業)

子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と手伝いたい人(援助会員)が会員となり、一時的な子育てを助け合う組織である。センターでは、子を持つすべての家庭を対象に、地域の中で安心して子育てができるように会員同士を結び、サポートする。

- ・川之江支所内、キッズコーナーの整備、子育て支援の充実
- ・子育て支援団体、保育所・幼稚園等との連携により会員増強を図る
- ・依頼会員から援助会員への移行、両方会員への新規登録などを推進し、援助する側の体制の充実
- ・広報啓発、研修会の実施、援助体制の確立

③住民互助型生活支援サービスの推進(愛ネットワーク)

公的サービスや既存の社会資源では対応できない住民の生活ニーズを解決するために、住民互助型生活支援サービスの創出、展開を図る。住み慣れた地域でお互いの暮らしを支えあっていける安心であたたかい地域づくりを推進する。

- ・広報活動の強化、協力者の増員を図る
- ・マッチング方法、要綱の見直し

【1】－3 福祉関係団体等への支援

民生児童委員、共同募金会活動との連携、関係福祉団体への支援や各種貸出事業により、地域福

祉の活性化を推進します。

①民生児童委員活動との連携

民生児童委員協議会の事務局業務を担い、民生児童委員が活動しやすい環境の整備を図り、地域住民が安心して暮らせる地域社会づくりの推進を図る。

- ・民生児童委員活動の充実・強化
- ・活動に必要な要援護者等の情報提供・共有・支援体制の整備
- ・会議等の効率的運営についての検討
- ・民生委員・児童委員一斉改選への対応

②共同募金運動の推進

募金運動の実施により、住民同士の助け合い意識の向上・寄付文化の創造を図るとともに、地域福祉活動を充実させ要支援者の福祉を増進する。

- ・歳末たすけあい募金の配分について見直し
- ・募金使途の明確化、関係団体との連携による推進

③福祉用具等貸与事業の推進

一時的な車椅子の利用ニーズに対応するため、車椅子の貸出しを行う。

- ・貸出要綱の再編、より利用しやすい体制・保管場所・管理方法の見直し

④福祉用具リサイクル事業の実施

家庭で不要となった福祉用具（車椅子、介護用ベッド、歩行器など）を譲りたい人（提供者）と譲ってほしい人（希望者）をコーディネートし、使用されていない福祉用具の活用と地域住民相互のふれあい・助け合いを促進する。

- ・コーディネート業務の充実、事業の普及・啓発

⑤マイクロバス貸与事業の実施

車両の貸出を行うことにより、地域の福祉団体やボランティア団体の研修や交流の支援を行い、福祉活動の活性化を図る。

- ・福祉関係団体等の研修や交流を目的として、要綱に基づいた貸出を徹底する
- ・予約時や申請書受付時に、各団体へ再度要綱の内容に関して周知を図る
- ・バスの老朽化等による修繕費・維持費の増加、また安全面等を考慮し、貸出事業自体の継続について検討する

⑥ボランティア機器等貸与事業の実施

ボランティア機器等を貸し出すことにより、住民同士の交流活動を促進し、地域活動の活性化を図る。

- ・使用団体の取り扱い方法・マナー等の徹底
- ・福祉学習機器の利用促進のため学校や関係機関への周知
- ・機器の保管場所の見直し

【1】－4 健康と生きがいづくりの推進

住民誰もが健康で、生き生きと安心して生活をおくっていけるように、身近な地域での居場所や学びの場づくり、生きがいづくりを推進します。

①ふれあい・いきいきサロン活動の充実

小地域を拠点に高齢者、子ども、障がいのある方などの居場所作りを、当事者とボランティアが協働し、ともに企画、運営していくことで地域の人たちの出会い、ふれあい、助け合いの活動を広げ、いきいきと元気に暮らせるまちづくりを推進する。

- ・指針の見直しと事業全般の再整備
- ・ボランティア、地域の元気高齢者・アクティブシニア（お世話人・後継者）の育成、設立支援
- ・高齢者、障がい者、子育て世代と一緒に参加できる場、また男性高齢者の参加促進

②常設型サロン創設の推進

地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子等、近隣住民が気軽に立ち寄り、寛げる環境を備え、地域の人々が共に支え合い、様々な福祉活動を運営していく交流の拠点・居場所づくりを推進する。

- ・必要地域の調査、人材、資材、資金の確保、運営方法や支援策の整備（要綱等）
- ・空き店舗や空き家等の活用、居場所づくり
- ・多世代交流、多機能型拠点づくりの研究

③介護予防教室事業の実施（市委託事業／公募提案型）

高齢者自身が介護予防の大切さを学び、住み慣れた地域で自立した生活を継続できることを目的とする。多様化する高齢者世代のニーズや時代に合う効果的・魅力的なプログラムを実施する。

- ・地域包括ケア等の動向把握と継続的・積極的实施
- ・新しい地域支援事業を地域づくりの契機ととらえ、介護予防の取り組みを進める。
- ・地域の実情に応じたプログラムの実施

【2】－1 ボランティアの育成・活動支援

地域におけるボランティア活動の支援と福祉教育の充実を図り、人材の育成に努めるとともに、共に生きる地域社会づくりを推進します。

①ボランティア活動の推進

地域でのボランティア市民活動を推進し、ボランティア市民活動センターと連携して、住民参加による福祉社会の創造に努める。

- ・ボランティア市民活動センターとの連携、ボランティア登録推進への協力
- ・助成事業申請方法（社協だよりやホームページにて公募し、適正な審査により決定する）
- ・ボランティアの活動に関連する情報提供（社協だより、ホームページ等）
- ・ボランティア活動保険の加入促進

②福祉教育の推進

地域福祉・ボランティアに関する学習や体験の場を提供し、互いに支え合う心、助け合いの風土を培い、共に生きる福祉社会の創造を目指す。

- ・福祉協力校への助成、地域福祉・ボランティア学習と体験の場の提供
- ・様々なボランティア活動に関する案内・相談・支援
- ・活動のレベルアップのための講座・研修会等学習機会の提供、人材の育成・養成
- ・地域住民対象の啓発研修や福祉体験プログラム、出前講座の開拓

【2】－2 災害ボランティア活動支援体制の充実

災害時において被災者の一日も早い生活再建を進めるために、平常時から市との連携や災害ボランティアセンター運営体制の充実を図ります。

①関係機関・団体等との協働体制の確立

災害時には迅速にボランティアの支援が行えるよう、平常時から関係機関・団体等とのネットワークづくりを推進する。

- ・関係会議等への参加、市関係課や民生児童委員協議会、地区社協、自主防災組織等との連携強化
- ・関係機関・団体等が連携した地域防災・要配慮者支援マップづくり等の促進

②災害ボランティアセンターの設置・運営

災害時、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、情報収集、現地ニーズの把握、連絡調整、ボランティアの受給調整等を円滑に行い、被災地・被災者の生活支援を行う。

- ・災害ボランティア設置検討会議の、資機材の検討・整備
- ・災害ボランティアに関する研修会等へ積極的に参加し、内容等を職員に周知を図る

- ・指針・災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し及び災害時職員対応マニュアル作成についても検討する。

【3】－1 地域福祉権利擁護事業の推進

高齢になっても、障がいがあっても、地域から排除されず、必要なサービスや支援を確保して、地域での自立生活が営めるよう権利擁護に取り組みます。

①福祉サービス利用援助事業の推進（県社協委託事業）

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）ができる限り地域で安心して自立した生活を送れるように支援する。

- ・法人後見事業との一体的実施
- ・通帳預かりだけのサービスの検討

②法人後見事業の実施

受任要綱等に基づき、本会が成年後見人等となり、財産管理や身上監護を行い、成年被後見人等の権利を擁護する。また、四国中央市が検討中の後見サポートセンター（仮称）の設置に協力し、相談から支援及び市民後見人の養成も含めた運用ができるような体制づくりを目指す。

- ・後見サポートセンター（仮称／平成32年度目標）の設置検討（後見人等支援、制度利用相談、市民後見人等の養成、専任職員の配置等）
- ・権利擁護部門と相談支援部門との統合検討・準備／なんでも相談センター（仮称）

【3】－2 地域総合相談・援助活動の充実

住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる生活支援やその仕組みづくりを行い、福祉でまちづくりを進めます。

①生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。さらに、生活困窮者自立支援法に基づく事業と連携し、効果的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

- ・生活相談支援センターとの連携（複数人で対応できる体制整備）

②生活困窮者自立支援事業の実施（市委託事業）

生活困窮状態から脱却し、その人らしい安定した生活が実現できるよう相談・支援を実施する。また、関係機関や地域住民の協力を得て連携による支援活動や自立生活に必要な社会資源の開発にも取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを推進する。（自立相談支援事業）

生活困窮者自立支援機構との連携の下、生活困窮者からの家計に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、支出の節約や家計に関する継続的な支援を行い、生活困窮者が家計を管理できるよう、自立した生活をおくれるようになることを目的に実施する。（家計改善支援事業）

- ・包括的かつ継続的な相談支援の実施（ソーシャルワーク、支援調整会議、運営協議会等との連携）
- ・滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援（家賃、税金、公共料金等）
- ・適切な支援のための任意事業の受託検討（就労準備支援、子どもの学習支援）
- ・緊急食糧支援体制の整備

③地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備事業の実施／市委託事業）

住まい、医療、介護、予防、福祉・生活支援等が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進し、住民・要援護者への支援の充実と、それを支える社会資源の開発や改善、社会基盤の整備とを同時に進め、福祉社会を創造していく。

- ・協議体の運営協力（第1層の協議体との連携、第2層の20地区社協を主体とする協議体との協力）
- ・研修会等の開催（日常生活圏域毎の研修会の開催、その他必要に応じた研修会の開催）
- ・関係事業との調整（サービス提供主体間、関係機関、関係課との連携の体制づくり）

- ・住民に対しての地域づくりにおける意識改革・働きかけ等の実施

【3】－3 調査・企画・広報活動の推進

地域の要援護者の把握に努め、関係機関等と連携した支援活動に取り組むとともに、必要な事業やイベント等の企画・実施、広報活動を推進します。

①福祉票整備・要援護者の支援

市や民生児童委員と情報を共有し、連携を図りながら要援護者の生活状況を把握し、福祉ニーズへの対応や各種福祉事業等に活用するため、福祉票の整備を行う。

- ・平常時の支援・災害時の要援護者支援活動に役立てる。
- ・関係機関、団体との情報共有を図るため、市・社協・民協等で連携を図る。
- ・要援護者の生活状況を把握し、社協や民協、市等の福祉ニーズへの対応に活用する。

②広報啓発活動の充実

社協活動や事業を展開するにあたり、その理念や内容等を住民に理解してもらえるように、様々な媒体を利用して情報を発信していく。

- ・社協だよりの発行（年6回／4・6・8・10・12・2月）
- ・住民のニーズに合った情報発信、役に立ち親しまれる紙面づくり、内容の充実
- ・ホームページ・ブログの管理・運営
- ・社協PRグッズの作成
- ・点字・声の広報発行事業（市委託事業）

③社会福祉大会の開催

住民意識の向上と住民参加による福祉のまちづくりを目的に開催する。

- ・開催予定 10月5日（土）福祉会館4階多目的ホール

【4】－1 訪問介護サービス

援護が必要な高齢者・障がい者宅へヘルパーが訪問し、必要な身体介護・生活援助・助言サービスを行い、日常の自立生活を支援します。

①訪問介護事業・訪問型サービスの実施

要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助（掃除・洗濯・買物・調理など）を行う。

- ・訪問介護員の人材確保、訪問体制の効率化（直行直帰への見直し、新宮地域の訪問体制整備等）
- ・有償サービス等との連携強化
- ・介護福祉士資格の取得、各種研修会への参加、介護職員のスキルアップ体制の改善
- ・訪問型サービスの新たな事業展開等、動向注視

②障害者居宅介護等事業の実施

要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。（同上）

③移動支援事業の実施（市委託事業）

単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。（必要な研修受講によるスキルアップ）

④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業の実施

自宅のお風呂で入浴ができない要介護者を対象に、看護職員1人と介護職員2人が移動入浴車で自宅

を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心機能維持等を図る。

- ・移動入浴車の計画的な更新
- ・身体的負担の軽減を図ることを目的とした研修の実施
- ・介護職員の人材確保、各種研修への参加、スキルアップ体制の構築

⑤訪問入浴サービス事業の実施（障がい者）

自宅のお風呂で入浴ができない障がい者を対象に、看護職員 1 人と介護職員 2 人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心機能維持等を図る。（同上）

⑥育児等支援ヘルパー派遣事業の実施（市委託事業）

妊娠中や出産後に心身の不調などによって家事や育児に支障がある方で、家族等からの援助が受けられない状況の家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の負担軽減を図る。

⑦有償サービスの実施

介護保険や障がい福祉サービス等の公的サービスでは対応できない身体介護や生活援助等のサービスを有償により提供することで、高齢者や障がい者等が、自らの有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

- ・介護保険サービスとの連携、特に、話し相手、傾聴、買物同行、長時間の支援等のサービス提供
- ・利用者の安否情報を家族に発信するサービスの検討
- ・過疎地等における福祉有償サービスの検討

【4】－2 通所介護サービス

センターにおいて高齢者等を送迎すると共に必要な介護・生活訓練・生きがい活動等を実施し、自立生活を支援します。

①地域密着型通所介護事業の実施

デイサービスセンターで、入浴・食事などの日常生活上の世話や生活に関する相談・助言、機能訓練等のサービスを日帰り提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。（定員 18 人以下）

- ・効率的な運営を図るため、サービス提供体制・人員体制の見直し、営業日及び営業時間の拡大検討
- ・介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加推進、介護職員のスキルアップ体制の改善
- ・送迎用車両の計画的な更新

②通所型サービスの実施

- ・通所型サービスの新たな事業展開等、動向注視（同上）

【4】－3 相談支援サービス

高齢者・障がい者等の相談に応じ、ニーズの把握・資源の調整等、ケアマネジメントによる安心の在宅生活を支援します。

①居宅介護・介護予防支援事業の実施（介護予防支援は市委託事業）

介護保険の利用者や、家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるよう支援する。

- ・ケアマネジャーの勤務体制の効率化、スキルアップ、サポート体制の整備
- ・ケアマネジメントのみならず、ソーシャルワークを実践することができる人材の長期的育成
- ・利用者の確保及び質の高いサービスの提供、長期的視点に立った安定した事業運営

②要介護認定訪問調査受託事業の実施（市委託事業）

認定審査対象者やその家族などに対し実施する訪問調査で、この認定調査の結果が要介護・要支援認定の最も基本的な情報となる。（適切な調査件数の受託）

③指定相談支援事業の実施（相談支援の一部は市委託事業）

相談支援専門員、必要な職員を配置し、どのような相談にも応じ、地域生活の自立をめざして支援し、障がい者の福祉増進を行う。

- ・ 基幹相談支援センター、生活相談支援センター等、関係機関との連携・連絡調整、人材育成等
- ・ 多様な相談に対応できるよう、職員のスキルアップ研修の実施
- ・ 自立支援協議会・専門部会において地域の障がい福祉の発展に関わる活動を行う

【4】－4 地域生活支援サービス

住民の福祉ニーズに対応した生活支援サービス及び必要な事業を、住民・関係機関等との協力により開発し、実施します。

①地域活動支援センターの受託運営（市委託事業）

通所者（センターを利用する障がい者等）が地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。そのために創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。

（センターの再編／平成30年度から継続）

* 地域活動支援センター

- ・ あおぞら（川之江／就労継続支援B型事業所ココロンの従たる事業所と併設）
- ・ しゃぼん玉（土居／継続）
- ・ 茶れんじ（新宮／継続）

②就労継続支援B型事業の実施

企業などに雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所（雇用契約を結ばない「B型」）を開設・運営する。

- ・ 就労継続支援B型事業所ココロン／福祉会館1階に開設・事業実施
- ・ 管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員の配置
- ・ 相談援助及び個別支援計画による就労継続支援・日常生活自立支援の実施
- ・ 生産活動（ウエス製造等）、就労訓練、施設外就労、求職活動・職場定着の支援等
- ・ あおぞらは、就労継続支援B型事業所ココロンの従たる事業所として運営（平成31年4月から）

③いこいの湯の運営（市委託事業）

おおむね65歳以上で要介護認定調査の有無にかかわらず自立された方を対象に、施設に通うことで、自宅に閉じこもることを予防し、生きがいづくり活動を通じ、心身と生活の安定及び要介護状態への移行を予防する。

- ・ 多くの方に利用してもらえるよう、運営方法（サービス内容等）の見直しを行い継続して実施

④生活支援ハウスの運営（市委託事業）

高齢等のため独立した生活に不安のある方が、安心して生活を送れるように、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。

- ・ 入居希望者がいないため平成31年4月から事業休止

【4】－5 福祉介護等研修事業の実施

福祉・介護等に関する研修を企画・実施し、市内の専門多職種との連携を促進するとともに、従事者の援助技術の向上や人材の開発を推進する。

①相談援助職者ネットワークによる連携促進

地域で活動する相談援助職者（介護支援専門員・相談支援専門員・医療ソーシャルワーカー等）のネットワークを活用し、実践活動における情報を共有することにより、関係機関との連携強化及び在宅福祉に関わる実践家のスキルアップを図る。

②生活援助従事者研修課程の実施検討

制度改正により、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、新たに生活援助従事者研修課程創設その研修を修了した者が担うこととする方針が示されていることから、制度の動向に注視し実施等を検討する。

③在宅連絡調整会の充実

職員間の連携を密にし、各事業の効果的運営及びサービスの向上を図る。

- ・担当者会（主任会）、ケアマネ連絡調整会、サービス提供責任者会、地区連絡調整会、訪問入浴連絡調整会、通所介護連絡調整会

【5】－1 活動拠点の確保

社協活動を推進するため、地域福祉活動の拠点を確保します。

①公共施設等の有効活用

各支所において、社協が使用している部分については、借用を継続し、より積極的な活用を検討する。

- ・福祉会館（本所、就労継続支援B型事業所ココロン）
- ・川之江文化センター（川之江支所、ヘルパーステーション、あおぞら、ファミリーサポートセンター）
- ・土居福祉センター（土居支所、ヘルパーステーション、しゃぼん玉／2階から1階への移転）
- ・土居老人憩いの家（いこいの湯）
- ・新宮高齢者生活福祉センター（新宮支所、新宮居宅介護支援事業所、新宮デｲｰビスセンター、茶れんじ）
- ・各地区活動の拠点
地区社協活動……各公民館、ふれあい交流センター
ふれあいいきいきサロン……集会所等

②空いている公共施設や空き家の有効活用の検討

- ・新宮高齢者生活福祉センター（2階）

【5】－2 組織体制の強化

社協活動を推進するため、組織体制・機能の強化を図ります。

①理事会・評議員会機能の充実と強化

社会福祉法の改正により、理事会と評議員会の役割を明確化し、効果的な組織運営を行うため理事会、評議員会の機能の充実と強化を図る。

- ・理事会の定例化の検討、組織運営・事業執行の強化
- ・社会福祉法人改革への対応

②専門委員会機能の検討

- ・専門委員会の機能について見直しを行う。

③事務局体制の整備

更なる事務局一元化を含め、より効果的な社協活動が展開できるような、組織体制や業務分掌等を構築する。

④役職員の資質向上を図る研修の実施

役員による先進地視察や、職員の積極的な研修の参加により、自己研鑽をし、今後の組織運営の課題や新たな事業への取り組み、課題解決等を図る。

- ・視察研修、各種研修会への参加
- ・改選時研修の実施
- ・研修内容の報告・伝達研修の方法等検討
- ・研修及び研修参加の計画的実施

⑤社会福祉法人の「公益的な取組」の実践

- ・市内の社会福祉法人と協力し合い、これまで培ったノウハウを生かして、他の経営主体で担うことが期待できない福祉サービスの開発や仕組みづくりを目指す。
- ・事業内容に関する勉強会の開催
- ・モデル事業受託社協への視察研修

【5】－3 財源の確保

社協活動を推進するため、福祉財源の確保に努めます。

①社会福祉協議会会費の推進

ひとり一人が安心して暮らせる住みよいまちづくりのため、全戸会員制を進めていく。

一般会員 年額1口 1,000円

賛助会員 年額1口 5,000円

- ・会費財源をもとに法人運営事業、調査・広報啓発事業、地域支援事業を実施する
- ・地区別目標額の2分の1を超えた額を当該地区社協に交付し、地区社協活動の推進を図る

②まごころ銀行運動の推進

預託者の意向に沿った事業に使える自主財源として、積極的に推進していく。

- ・有効な活用方法の検討、運動の積極的なPR

③補助金・委託金の確保

社会福祉事業を展開し安定した法人運営を行っていくため、補助金・委託金の十分な確保を目指して、様々な働きかけを行っていく。

- ・市に必要な事業を積極的に企画・提案し、人件費の確保に努める
- ・県社協、市からの委託事業は事業管理費（人件費）を含めて受託する
（検討事業…人件費が確保できる国庫補助事業／実施主体は市）
- 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
（地域力強化推進事業／多機関の協働による包括的支援体制構築事業）
- 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
（後見サポートセンター／中核機関の設置、運営）

④共同募金配分金の活用

地域福祉事業を推進するための財源として、その認知度を生かした配分金の活用を検討する。

- ・共同募金の広報・啓発活動
- ・効果的な配分金活用の再検討
- ・金品配分から、事業配分金への展開検討

⑤収益事業の研究・開発

補助金や委託金等の従来の財源だけでなく、人件費を含む自主財源が確保できる収益事業の研究・開発を行う。